



司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

NO.08
2009.08

次世代の 司法支援建築会議に 向けて

司法支援建築会議
運営委員会委員長
梶山女学園大学教授

小野徹郎



2000年に学会活動の社会貢献の大きな柱として司法支援建築会議（以下、本会議）が発足して8年が経過しようとしています。その間、耐震偽装問題を含めて建築界を揺るがす多くの出来事が起き、建築界に対する社会の信頼は大きく損なわれてきました。一方、建築に係わる紛争は増加の一途をたどっており、長い審理期間を要しているのも事実です。また米国の金融破綻に端を発した世界同時不況の波に襲われ建築界全体が冷え込んでいます。このような状況に連動するように不良建築住宅問題や住宅開発ディベロッパーの倒産が報道されています。そうした中にはひどい建築設計や施工、住宅販売での購入者をだます手口も多く報道され、建築に対する信頼を損ねるとともに関連した建築訴訟も増加しその内容も多義にわたっています。

こうした状況の中で、本会議の重要性は増してきており司法支援の活動内容も拡大していかねばなりません。常に建築に関する専門家集団としての可能な活動は何か、司法支援を通じての社会貢献は何かという原点に立ち返って日本建築学会としての中立的立場に機軸をおいて取り組んでいかねばなりません。

運営委員長をお引き受けして以来、先輩諸氏のご指導の下、これまで基本的には過去の活動の継続に重点をおいてまいりました。具体的には運営委員会で全体の活動方針ならびに個々に生じる問題に対しての対応を協議し、さらに運営委員会の傘下に「支援部会」（部会長：田中淳夫）「調査研究部会」（部会長：松本光平）「普及・交流部会」（部会長：柿崎正義）の3つの部会、ならびに2008年度からは「修補工事費見積り検討小委員会」（主査：池永博威）を設置して活動を行っています。

この1年の活動を通して、自分なりに本会議のこれから課題を考えてみると、これまでの活動の継続に加え、当面解決して行くべき課題として以下に掲げる3つの課題を設定して取り組んでいきたいと考えています。

1. 地方在住の会員の活用、活動の場の設定

地方在住の会員の声から地方での活動の場が必要であると感じています。地方の高裁や地裁と地方在住会員との交流の場を設定したい。現在、本会議としては地方組織を有しておりませんが、創設当時の枠組みをゆがめない範囲の支部組織のあり方を大いに議論していきます。

2. 活動の対外的な情報発信

創設以来、本会議は先輩会員、現会員の皆様のお陰で大いに成果を上げてきましたが、それらはある限られた領域においてしか認識されていないところがあります。法曹界の方々との懇談の中でも十分我々の成果が発信されているとは思えない部分もあります。総合論文誌等の学会が有している情報発信のツールを有効に使い、建築界はもとより法曹界の専門家から、一般に対しても有効な情報発信をしていきます。

3. 本会議会員の若年層への拡大

本会議の重要性が増す中で、その組織の若返りを図ることは必須の事項です。司法支援会議の性格、活動内容から経験が大きな力になることは当然であり、経験豊な方々のお力を借りることは当然ですが、組織が継続的に健全に発展するにはバランス良い構成が必要です。会員、運営委員会、部会の構成についてそうした観点で若い方々の参加を呼びかけていきます。

本会議が今後とも日本建築学会の中で社会貢献の大きな柱となることは明らかで、会員諸氏のご支援の下、有効な活動を進めて参りたいと考えていますので今後ともご支援、ご鞭撻いただきますようお願いいたします。



最高裁判所「建築関係訴訟委員会・同分科会」報告

建築関係訴訟委員会委員・同分科会長 仙田 満
放送大学教授

2009年3月9日(月) 13時30分より最高裁判所中会議室において第13回建築関係訴訟委員会ならびに第19回同分科会が開かれた。内田祥哉委員長の議事進行のもと、8つの審議事項が議論された。

1. 最近の建築関係訴訟における統計数値と前回の報告以降の鑑定人候補者推薦依頼の状況等、および終結した事件の報告と意見交換

近年、日本建築学会が推薦した鑑定人による鑑定は年平均10件程度であったが、昨年(平成20年度)は1件と報告された。最も難しいものを学会の司法支援会議に依頼しているためと考えられるが、昨年のような状況が続くかは不明である。「学会の支援が地域に十分に認識されていないのでは」という質問も出たが、今後も各地域への研修や協議会でのフォローが表明された。専門員制度ができ、専門員が有效地に活用されてきている傾向は表れている。医事や知財よりも建築関係に専門員制度は合っているといえる。

2. 裁判所部外との協議会実施状況の報告および意見交換

全国の裁判所で実施されている協議会の活動が報告された。また今年の学会大会(東北)建築紛争フォーラム「建築紛争の現状と課題—地震と建築紛争」の開催が報告された。

3. 建築ADRの最近の動きについて

建築ADRの種類と主体、場所、件数、ならびに住宅瑕疵担保履行法の施行に伴う住宅紛争審査会の紛争処理の話があった。

4. 建築関係訴訟の審理長期化の要因について

東京地裁では事件数として20~30%増加傾向にある。米国のサブプライム問題に端を発した厳しい不況の中で昨年の秋頃から増加テンポが上がっている。コンクリートの強度不足、アスベストそして耐震偽装事件が東京地裁では大きな負担になっていると報告された。

5. 修補工事費見積り検討小委員会の設置について

山本康弘特別委員より報告された。

6. 改修工事の紛争について

今後、新築より中古のリフォームの仕事が多くなり関連して紛争が多くなると予想される。そこでは基礎的なデータが不足している場合があり、また契約事項や設計図書が添付されない場合も多くなると思われる。今後の本委員会、分科会の重要な課題となろう。

7. 委員長および分科会長の交代

委員長は岡田恒男委員、分科会長は岡田次期委員長の指名で仙田委員となった。

8. 次回 2010年3月上旬に開催予定

第9回講演会「建築紛争の現状と課題(第2回)」

大阪地方裁判所における建築裁判から

大阪大学名誉教授 鈴木計夫

日時：2008年12月16日 13:30～17:00 参加者150名

会場：建設交流館8階 グリーンホール

司会：椿 英顕 支部常議員(竹中工務店)

記録：吉沢幹夫 支部常議員(日建設計)

質疑応答の司会：辻 文三(日本建築総合試験所、京大名誉教授)

学会支部委員会として、当日の紛争事例関係の講演者の人選を基調講演をされる林判事にお願いしたところ、同判事は過去の調停、裁判での活動実績等から判断されて、次の三氏を選ばれた。

- 構造分野:勝丸文彦(株)ゼン建築構造事務所
- 基礎・地盤分野:高幣喜文(タカヘイ建築技術研究所)
- 設計分野:南 勝喜(NAM設計研究所)

1. 開会挨拶

鈴木計夫(前出):大阪地方での建築紛争は、大阪地方裁判所の第10民事部の担当で行われているが、統計的にも年々建築紛争は増える傾向にあること、その理由の一つは、一般の人々が“目覚めて”発言するようになったからであろうこと、これは眞面目に取り組んでいる者が正当に評価されるチャンスでもあるが、我々はそれに対応できるようにしておくことがこれからは大切であること、それには今回のこのような講演会が大変役立つであろうこと、などを述べた。

柿崎正義(三友エンジニアリング(株)技術顧問):建築学会が司法支援を行うことになったいきさつ、現在の活動状況、特に関東での活動、大阪で3年毎にこのような講演会をひらいていること、さらにこの活動は社会的に益々重要になるので全国への展開も視野にいれていること、等が紹介された。

2. 基調講演:「建築紛争における“裁判の論理”と“調停の条理”」

林 圭介(大阪地方裁判所第10民事部総括判事):建築紛争を裁判所側だけで対応すると数年単位で長くかかる場合が多い。それに対して学会の司法支援として専門家の参加を得るようになってから、紛争処理の期間が例えば、1年～半年位で済む例も多くなり、お陰で大変助かっている。裁判には素人の我々に対して、氏は「裁判の論理」と「調停の条理」、すなわち裁判および調停とは何か、の説明をされた。裁判での“白と黒”とはどういうことか、正義とは何か、また自然科学では一点の疑義も許さない証明、理論が必要であるのに対し、法的理論分野では、経験則に照らした総合的検討を経て通常人が納得できる真実性が要求されるものであること、次に調停については、当事者に互譲の精神が必要であり、

白黒問には無段階の濃淡があること、等が説明された。さらに、訴訟と調停における専門家の役割、“意見と説明”の違いについての解説がなされた。

つづいて、大阪第10民事部の現在の体制、および約8年前からの調停件数のデータ(平均的には年250件くらいの申請)、またこれまでの司法支援関連の活動状況の資料の説明があった。

3. 事例報告 次の3分野の事例報告が行われた。

(1) 構造に関する紛争の事例 勝丸文彦(前出):

印象に残る数件の調停事例が紹介された。①RC7階建の共同住宅で、柱主筋径が1サイズ細いことが判明、その対策案の不備も重なった紛争の調停②RC12階建共同住宅の不正確な調査に基づく多項目にわたる瑕疵の申し立の調停③S造2階建店舗住宅のC型鋼の取付方向の間違い(勘違い)瑕疵の申立④プレハブ住宅の種々の不具合の申立、等。以上の紛争事例から、不正確な調査、申立人を煽る一級建築士の存在、構造技術に関する設計者、施工者の知識不足等が紛争を起こすと指摘された。

(2) 基礎・地盤に関する紛争の事例 高幣喜文(前出):

この分野の紛争は、補修等の費用が高額になるのが特徴である。内容は、①地盤調査やそれに基づく設計の瑕疵②施工そのものの瑕疵③工事による振動障害④擁壁等の外構工事に起因するもの、等に大別されるが、これらは、高度な知識の保持、その能力を顧客のために発揮すること、厳格なる倫理観を持つこと、などの3条件が守られれば紛争を防止できることが強調された。

(3) 設計に関する紛争の事例 南 勝喜(前出):

設計に関する調停と鑑定の事例が1件ずつ紹介された。先ず調停では、コンペ1位入選の設計事務所が設計作業を進めていたところ、発注者から突然計画中止、設計解除の通知を受けたため、設計料の請求事件となった件、鑑定では木造2階建て住宅の建設費の一部未払いに対する請求訴訟で、被告側は構造欠陥を指摘したが、原告の一部勝訴で終わった。これら紛争は、関係者の“過ちの連鎖”が原因であったと言える、と説明された。

4. 質疑応答とまとめ 辻 文三(前出):

講演報告に対する質疑応答として①鑑定内容に不服がある場合は追加や質問等が可能であること②鑑定人が訴えられることは今までなかつたこと③複数の鑑定人が可能であることなどがあげられた。その他鑑定費用の支払い時期等の質問が出されたが、最後に裁判結果が鑑定人に報告されないので是非報告して欲しい旨の要望が出されたのに対し、裁判所としてその方向で対応するとの回答がなされた。最後に司会者から本日のまとめとして、法曹界と建築界の一層強い連携が重要である事が強調された(詳細:近畿支部報告参照)。

北海道地区における司法支援活動について

司法支援建築会議北海道地区運営幹事
(社)北海道建築技術協会専務理事 長谷川寿夫

日本建築学会司法支援建築会議の北海道地区(運営幹事長井野 智先生)の会員は現在11名で、全員が札幌地方裁判所・簡易裁判所の民事調停委員を務めている。なお、札幌地方裁判所・簡易裁判所の建築専門の民事調停委員は現在17名である。

以下、発足以来のこれまでの活動概要を紹介させていただく。

1. 札幌地方裁判所との「懇談会・協議会」の開催

平成12年の司法支援建築会議発足以来、年間3~4回(2月、5月、10月頃)のペースで札幌地方裁判所の建築事件担当の裁判官・書記官・事務官等と「懇談会」を開催してきており、これまで通算25回開催している。昨年からは会員以外の建築事件専門の民事調停委員にも参加していただき、「協議会」として開催している。開催時刻は通常は午後5時過ぎ~午後7時近くまでの1時間半程度であり、終了後には時々裁判所側のお世話で懇親会も行なわれ、情報交換・交流を密に行ってい

る。

内容としては、裁判官より隨時建築関係訴訟の事件数・内容等の最近の動向についての説明がある。また、裁判官および当会議会員から、建築事件内容に関連する講演をいただき、その内容等についての質疑討論を行ってきている。これまでの例として、

[裁判官より]

- ・調停手続きの流れについて、専門委員制度について
- ・鑑定人になるためには、最高裁判所の関連判例の紹介
- ・訴訟手続と調停手続の選択について、建築関係調停の手引き案(調停委員用)

[会員より]

- ・設計監理の実際について、施工管理の実際について
- ・監理責任について、コンクリートと木材について、鉄骨構造について、コンクリートスラブについて、建物の構造設計と計算について、変更追加工事の判断について
- ・断熱工事について

[建築事件に関する共同研究]

- ・現地調査のときの段取り、現地調停で新たな瑕疵を発見したときの対応、調停のときの当事者の反発態度に対する対応方法、契約書がないときの立証方法、解決方法、監理者の責任の程度とその判断基準、瑕疵の判断基準について、設計業務の契約成立条件について、調停立会等のあり方について、専門委員として立会状況について

[司法支援建築会議会員からの裁判所側への質疑]

- ・司法支援建築会議が果たしている役割について、疵の判断と損害賠償について

2.民事調停委員候補者の推薦

札幌地裁から文書によって民事調停委員候補者の推薦依頼があれば(事前に裁判所側から補充の必要がある建築専門分野について相談がある)、司法支援建築会議を開催して協議し、推薦候補者に連絡して本人の内諾を得てから「候補者推薦書」を地裁に提出し回答している。これまでの推薦数は9名であり、すべて調停委員に任用されている。

3.裁判所からの依頼による「鑑定人候補者の推薦

司法支援建築会議発足当初の「懇談会」において協議し、平成15年2月27日:申し合わせ「建築関係鑑定人候補者推薦依頼等要領」を策定した。この内容による札幌高裁・地裁および他の北海道内地裁(函館地裁など)から鑑定人候補者推薦依頼があれば、司法支援会議を開催して協議し、候補者に事件概要を伝え、本人の内諾を得て1か月以内に各裁判所に推薦回答している(これまで6件)。

4.調停に付された建築紛争事件担当の適任「調停委員」候補者2名の推薦

札幌地裁から平成16年6月頃より、調停に付されたほとんどの事件について、建築の専門分野から適任の担当調停委員の推薦依頼を受けている(これまで約60件)。事件概要を記した文書内容から適宜判断して、適任の該当者(札幌地裁の場合は2名)に連絡し、引き受けの内諾を得て裁判所に回答している。時々、札幌高裁よりの依頼もあり、また、今年に入ってからは札幌簡裁からも同様の依頼を受けるようになっている。

5.建築紛争事件の適任「専門委員」候補者の推薦

札幌地裁・札幌高裁より、裁判所専門委員の事件担当適任候補者の推薦依頼があり、上記4と同様の対応をしている。

○第10回講演会「建築紛争における受忍限度」○

主 催 司法支援建築会議運営委員会

日 時 2009年12月16日(水) 13時30分～17時

会 場 建築会館ホール(東京都港区芝5-26-20)

参 加 費 未定

プログラム

- 1.基調講演:訴訟における「受忍限度」について
東京地方裁判所民事22部総括判事 河野清孝
- 2.事例報告:環境条件の「受忍限度」
 - 1)眺望など 前中央大学法科大学院教授
弁護士 丸山英気
 - 2)風害など 風工学研究所所長 中村 修
 - 3)シックハウス 早稲田大学教授 田辺新一

○平成21年度東京地裁「建築関係事件研究会」開催日程○

開催場所：東京地方裁判所

開催時期：16時30分～18時30分

●第46回「木の性質と木造の瑕疵について」

期日：2009年6月9日(火)

講師：上枝 啓(一級建築士)

●第47回「建築物と火災について」

期日：2009年7月13日(月)

講師：加藤健三(渋谷区役所都市整備局建築課課長)

●第48回「基礎工法の選択に関する諸要因について」

期日：2009年10月15日(水)

講師：若命善雄(株)設計室ソイル代表取締役

●第49回「戸建住宅の意匠設計における留意点」

期日：2009年11月12日(木)

講師：山本彬喜(設計工房LIVE)

出版案内

建築士のためのテキスト

集合住宅を巡る建築紛争

集合住宅に係わるトラブルはその住まい方と建築との関連が当然戸建住宅より複雑になる可能性がある。この出版物は「戸建住宅を巡る建築紛争」の続編として建築士の継続能力開発プログラムの一環として利用されることを前提に作成されたテキストである。実際の紛争事例をなるべく多く取り入れ建築紛争の解決・予防に役立つようわかりやすい説明をこころがけた。

(目次)

1章／集合住宅の概要と起こりやすい建築紛争

2章／裁判手続きと建築関係紛争

3章／裁判所における集合住宅を巡る紛争事例

4章／建築における紛争と予防

5章／マンション大規模修繕工事における紛争と予防

(発行) 日本建築学会

(体裁) B5判 124頁

(定価) 本体2,100円+税

(発行) 2009年4月



【編集】 司法支援建築会議運営委員会 普及・交流部会

部会長 柿崎正義

委員 有馬 賢 宇治崎勝也 小柳光生 田中礼治
丸山一男 宮内靖昌 横室 隆

【表紙デザイン】 桑原淳司

【発行所】 〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

社団法人 日本建築学会司法支援建築会議

【発行人】 佐藤 滋

TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

Mail:shihio@aij.or.jp